新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への主な支援制度 (3/25現在)

1 相談窓口等

※ 支援内容は変更される場合があります。詳細は各ホームページ等でご確認ください。

支援メニュー名	概要	備考
中小企業・小規模事業者向け経営相 談窓口	中小企業・小規模事業者の方々か各種相談をできるよう。地方経済産業局等の政府機関,中小企業支援機関,政府系金融機関等に経営相談窓 ロ太設置	無料(日本政策金融公庫,商工組合中央金庫,栃木県信用保証協会,宇都宮商工会議所,うつのみや市商工会,栃木県中小企業団体中央会,全国商店街振興組合連合会,栃木県よろず支援拠点,中小企業基盤整備機構関東本部,関東経済産業局)
現地進出企業・現地情報及び相談窓口 【日本貿易振興機構(ジェトロ)】	ジェトロ現地事務所等で収集した操業再開に向けた中国の省市別支援策 の提供や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた相談窓口を設置	無料
融資等特別相談窓口【栃木県 経営支援課】	県内中小企業者の資金繰りなどの相談に対応するため、相談窓口を設 置	無料
経営等特別相談 【栃木県産業振興センター】	事業活動に影響を受ける又はその恐れがある中小企業者を対象とした相 談窓口を設置	無料

2 事業継続等への支援制度

支援メニュー名	目的等	補助率等
マスク生産設備導入補助事業 【経済産業省 商務・サービスグルー プ他】	感染症対策として必要なマスク不足を解消するため、国から増産要請を受けてマスク生産設備を導入する事業者を支援 【対象経費】 マスク生産に関わる事業者が、国からの増産要請等に応じてマスク生産 設備を導入しようとする場合の設備導入に係る費用の一部	○補助率・中小企業等: 3/4・上記以外(中堅企業等):2/3○上限額:原則3,000万円/製造ライン
中小企業生産性革命推進事業 【中小企業庁 技術·経営革新課他】	サプライチェーンの毀損や今後の事業継続性確保等に対応するための設備投資や販路開拓、IT導入による効率化などに取り組む事業者を優先的に支援 【対象経費】 ①ものづくり補助金:中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助 ②持続化補助金:小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援 ③IT導入補助金:バックオフィス業務の効率化等の負荷価値向上に繋がるITツール導入を支援	①ものづくり補助金 〇補助率 ・中小: 1/2 ・小規模:2/3 〇補助額:100万~1,000円 ②持続化補助金 〇補助率 2/3 ○補助額:~50万円 ③IT導入補助金 〇補助率:1/2 ○補助額:30万~450万円
雇用調整助成金 【栃木県労働局 職業対策課分室 (助成金事務センター)】	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合の支援 【対象経費】 休業手当、賃金等の一部	○補助率 ・中小企業: 2/3 ・大企業: 1/2 ○上限額:対象労働者1人1日当たり8,330円
	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金【対象経費】 (対象経費】	〇支給額:休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10(日額上限8,330円) 〇適用日:令和2年2月27日~3月31日の間に取得した休暇

3 融資関連

(1) 融資制度

	加 克利及		
支援メニュー名	対象要件等	貸付概要	
新型コロナウイルス感染症特別貸付 【日本政策金融公庫】	次のいすれかの安件に該当する方であって、中長期的に素沈か回復し発展が見込まれる方(1)最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少(2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 ①過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高 ②全和平年12月の声上高	○資金使途:運転資金, 設備資金 ○融資期間:設備資金20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金15年以内(うち据置期間5年以内) ○融資限度額:中小事業 3億円 国民事業 6,000万円 ○金利:当初3年間:基準利率(災害)から0.9%引き下げ ※4年目以降・利下げ限度額超過分:基準利率 (利下げ限度額:中小事業 1億円 国民事業 3,000万円) 基準利率(災害):中小企業事業1.11%,国民事業1.36%(3月2日 現在,返済期間により異なる場合あり)	
セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金) 【日本政策金融公庫】	新型コロナウィルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方	○資金使途:運転資金, 設備資金 ○融資期間:設備資金15年以内(うち据置期間3年以内) 運転資金8年以内(うち据置期間3年以内) ○融資限度額:中小事業 7.2億円,国民事業 4.800万円 ○金利:基準利率(3月2日現在中小事業 1.11%,国民事業2.1 6%,返済期間,担保の有無等により異なる場合あり)	

マル経融資(小規模事業者経営改善 資金)および生活衛生改善貸付の拡 充 【日本政策金融公庫(国民生活事 業)】	【拡充部分】 通常のマル経融資(小規模事業者経営改善資金),生活衛生改善貸付の対象者に加え,新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方	○資金使途:運転資金,設備資金 ○融資期間:設備資金10年以内(うち据置期間4年以内) 運転資金7年以内(うち据置期間3年以内) ○融資限度額:別枠1,000万円 ○金利:当初3年間:特別利率F-0.9% 3年経過後:特別利率F (特別利率F:1.21%,3月2日現在)
新型コロナウイルス感染症特別貸付 【商工中金】	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1か月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方	○資金使途:運転資金,設備資金 ○融資期間:設備資金20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金15年以内(うち据置期間5年以内) ○融資限度額:元高(貸出額累計)20億円以内,残高3億円以内 ○金利:所定の利率(下限は、公庫の基準金利1.11%,3月19日現在)
資金	年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3	○資金使途:運転資金, 設備資金 ○融資期間:1年超10年以内(据置期間2年以内) ○融資限度額:設備資金·運転資金合わせて8,000万円 ○金利:1.2%以内(保証付き,責任共有制度対象外) 1.4%以内(保証付き,責任共有制度対象)
緊急景気対策特別資金 【宇都宮市 商工振興課】		〇資金使途:運転資金 〇融資期間:7年以内(据置期間1年以内) 〇融資限度額:3,000万円 〇金利:5年以内 1.4%(保証付き,責任共有制度対象) 7年以内 1.5%(")
新型コロナ感染症対策特別資金 【宇都宮市 商工振興課】	新型コロナウイルス感染症の影響を含めて、最近1か月間の売上高等が、前々年又は前年同期の売上高等に比較して▲3%以上減少した中小企業	〇資金使途:運転資金 〇融資期間:7年以内(据置期間1年以内) 〇融資限度額:3,000万円 〇金利:5年以内 0.5%(保証付き,責任共有制度対象) 7年以内 0.6%(")

(2) 融資に係る保証制度

支援メニュー名	対象要件等	保証概要
セーフティネット保証4号 【栃木県信用保証協会】	新空コロナワイル人際栄証による影響を受け、中長からセーノナイベット 保証4号に係る認定事の発行を受けた中小企業者/声上高が前午同期	〇保証期間:10年以内(運転資金), 20年以内(設備資金) 〇限度額:2億8, 000万円 〇保証料率:0. 80%
セーフティネット保証5号 【栃木県信用保証協会】	至国的に乗沈の悪化している耒樫に属する中小企業者で、市長からで一	〇保証期間:10年以内(運転資金), 20年以内(設備資金) 〇限度額:2億8, 000万円 〇保証料率:0. 70%
危機関連保証 【栃木県信用保証協会】	新空コロアワイル人際栄証による影響を受け、申長から厄機関連保証に 	○保証期間: 10年以内 ○限度額:一般保証等とは別枠で2億8, 000万円 ○保証料率: 0. 80%
緊急災害短期保証制度 【栃木県信用保証協会】	【対象】	〇保証期間: 1年以内(借換資金を除いた運転資金) 〇限度額:最大1,000万円 〇保証料率: ・責任共有制度対象: 0.36~1.52% ・責任共有制度対象外: 0.40~1.76%

(3) 融資保証料助成制度

支援メニュー名	対象要件等	補助率等
新型コロナウイルス感染症緊急対策 資金保証料補給事業 【栃木県 経営支援課】	栃木県の「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」を利用した中小企 業	○補給割合 ・セーフティネット保証4号及び5号:0.2%を県が負担 ・一般保証:一般保証料率の30%を県が負担
市制度融資信用保証料補助金【宇都宮市 商工振興課】		〇融資金額1,000万円以内の信用保証料全額(年度内1回限り) ※ 市制度融資のみ対象

4 その他

支援メニュー名	概要	備考
輸出入手続きの緩和 【経済産業省 貿易管理部】	輸出入の遅延等に対応するための特例措置を含め、手続きを緩和	
合配慮安調 「中小企業庁 44】	政府系金融機関に対して、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、また、業界団体等に対して、不当な取引条件の押し付け等を行うことがないよう、要請を実施	